

秘

(ハ)

用品統一ニ對スル各省要求ノ除外例

(外務陸海軍遞信ノ各省以外ハ要求書ノ提出ナシ)

營繕管財局

(5.10. 富井納)

文	紙
冊	料
香	香
八	六
二	二
六	四
一	八
六	八
一	三
	五
〇	〇
五	五
〇	五
〇	〇
省	四
重	八
機	マ
務	納
	ノ

漆

（八要來書ノ出出ナシ）
（其諸細新軍要計ノ各書思代）

（17）
用品統一ニ關スル各書要來ノ前代時

會普通第六六七號

昭和五年十一月十九日

外務大臣官房會計課長 松宮 順

大藏大臣官房會計課長 關原 忠三 殿

官廳用品統一ニ關スル件

需品統一ニ關シ左記二項ハ當省ノ關スル限り除外例容認方御取計ヒ相成様
致度此段豫シメ申進ス

記

一、諸用紙類中外國使臣トノ往復關係、條約書關係（別紙明細書ノ通）
理由、外務省特殊用品ニシテ他省トノ共通關係ナク且數量モ比較的少量

營繕管財局

(S.10%當并納)

一、近時條約數益々増加スルノミナラス大部ノモノ亦多キヲ加工而モ一條約
 ノ批准ヲ了スル迄ハ比較的長時日ヲ要シ其間所謂留版トシテ活字其他ノ
 諸材料ヲ多數固定セシメサルヘカラサル特殊ノ事情アリ

スコトハ承認シ難シ

三、近時條約數益々増加スルノミナラス大部ノモノ亦多キヲ加工而モ一條約
 ノ批准ヲ了スル迄ハ比較的長時日ヲ要シ其間所謂留版トシテ活字其他ノ
 諸材料ヲ多數固定セシメサルヘカラサル特殊ノ事情アリ

- 一〇 長官官舎修繕費
- 一 土木費
- 八 調査費
- 七 調査費
- 六 全土改良
- 五 官舎修繕費
- 四 全
- 三 土木費
- 二 土木費
- 一 土木費

(5.10.富井納)

経建丙第四一五號

官廳用品統一ニ關スル意見ノ件通牒

昭和五年十一月十八日

陸軍省經理局長 中村 精一

大藏省主計局長 森 井 眞 信 殿

本年十月十四日ノ閣議ニ於テ官廳用品ノ統一ニ關スル件ヲ諮ラレ其ノ結果統一ノ趣旨ハ之レヲ認メ實施ノ範圍要領等ニ就テハ次官會議ニ於テ協議決定スルコトニ相成候趣ノ趣旨閣議當日ハ大臣代理旅行中ニシテ閣議ニ缺席當省ノ意見ハ之レヲ保留シ置キタル次第ニ有之候然ルニ當省ニ於テモ右閣議打合セト同様統一ノ趣旨ニハ異存無之候ヘトモ之レカ實施ニ就テハ陸軍ニ於ケル特殊ノ事情有之別紙ノ趣旨見及御送付候間御承知相成度候也

(5.10.富井納)

官廳用品統一ニ關スル意見
 第一、軍隊並軍隊ニ準スル部隊ノ用品中委任經理ニ屬スルモノ並特殊ノ品質
 及用途ヲ有スル用品、特殊官廳ニ於ケル特殊用品ハ之ヲ除外スルコト
 第二、各官廳ニ於ケル需用年額五百圓未滿ノ場合、急速調辨ヲ必要トスル場
 合、官廳ノ所在地外ニ於テ購入ヲ要スル場合及各廳ニ於テ購入スル
 キハ著シク有利ニ調辨シ得ル場合ハ各廳ノ隨意ニ購入シ得ル途ヲ開ク
 コト
 第三、戰時若クハ事變ノ場合ニ於ケル軍需品ノ調辨ハ統一ノ範圍外トスルコ
 ト
 第四、將來ト雖廳用品豫算ノ統一ハ同意シ難シ
 第五、昭和六年度實施要綱中用品ノ範圍ハ次ノ品種ニ限定スルコト

官廳用品統一ニ關スル意見
 第一、軍隊並軍隊ニ準スル部隊ノ用品中委任經理ニ屬スルモノ並特殊ノ品質
 及用途ヲ有スル用品、特殊官廳ニ於ケル特殊用品ハ之ヲ除外スルコト
 第二、各官廳ニ於ケル需用年額五百圓未滿ノ場合、急速調辨ヲ必要トスル場
 合、官廳ノ所在地外ニ於テ購入ヲ要スル場合及各廳ニ於テ購入スル
 キハ著シク有利ニ調辨シ得ル場合ハ各廳ノ隨意ニ購入シ得ル途ヲ開ク
 コト
 第三、戰時若クハ事變ノ場合ニ於ケル軍需品ノ調辨ハ統一ノ範圍外トスルコ
 ト
 第四、將來ト雖廳用品豫算ノ統一ハ同意シ難シ
 第五、昭和六年度實施要綱中用品ノ範圍ハ次ノ品種ニ限定スルコト

營繕管財局

營繕管財局

一、軍事ノ機秘密ニ屬セサル印刷物
 二、普通官廳共通使用ノ諸用紙（帳簿共）
 三、作業用ニアラサル石炭及木炭

（1）諸用紙ヲ普通官廳共通使用ノ諸用紙ニ限定セルハ其ノ他ノモノニ
アリテハ統一ノ實益ヲ認メ得サルニ因ル
（2）作業用石炭及木炭ヲ除外セルハ各種作業上ノ用途ニ適應スル特殊
ノ品質ヲ必要トスルニ因ル
（3）コークス、各種燃料油及破油ヲ除外セシハ特殊ノ品質ヲ要スル
作業用品ナルカ若クハ各廳ノ需用零細ニシテ統一ノ實益ヲ認メ得
サルニ因ル

理由

- (1) 諸用紙ヲ普通官廳共通使用ノ諸用紙ニ限定セルハ其ノ他ノモノニ
アリテハ統一ノ實益ヲ認メ得サルニ因ル
- (2) 作業用石炭及木炭ヲ除外セルハ各種作業上ノ用途ニ適應スル特殊
ノ品質ヲ必要トスルニ因ル
- (3) コークス、各種燃料油及破油ヲ除外セシハ特殊ノ品質ヲ要スル
作業用品ナルカ若クハ各廳ノ需用零細ニシテ統一ノ實益ヲ認メ得
サルニ因ル

サキニ因テ

計業用品十ノ五ニ至ルハ各官署ノ計業用品ニ於テ第一ノ重要ナルモノトシテ

(6) 工ノミス、各官署計業用品ノ品質向上ノ為メハ各官署ノ品質管理要スル

ノ品質管理要スルモノトシテ

(7) 計業用品ノ品質向上ノ為メハ各官署計業用品ノ品質管理要スルモノトシテ

アリモハ第一ノ重要ナルモノトシテ

(8) 計業用品ノ品質向上ノ為メハ各官署計業用品ノ品質管理要スルモノトシテ

計業用品

經物機密第一九號

昭和五年十二月二日

大東海軍省經理局第二課長

森本大藏事務官 殿

官廳用品統一ニ關スル件

官廳用品統一昭和六年度實施要綱(三)ニ依リ當省所管ニ於テ統一ヨリ除外スベキモノノ範圍大体左記ノ通ニ候條可然御取計ヲ得度

左記

統一ヨリ除外スベキモノ

(一) 兵備品ニ屬スルモノ

(二) 作業應ニ要スル材料

營繕管財局

(5.10. 富井納)

(表)

- 一、各官廳ノ事務用品ノ購買ヲ統一シテ(1)規格ヲ單純化シ事務能率ニ便シ(2)大量購入ノ利益ヲ計ルコトハ極メテ必要ト認ムル所ナルヲ以テ今回大藏省ニ各廳事務用諸用紙、印刷物、石炭、コークス、木炭、各種燃料油及機械油ノ購入ヲ統一セントスルノ案ニ對シテハ全然贊意ヲ表スルモノナリ
- 二、然レドモ逓信省ハ一大事業官廳ナレバ所謂廳中事務用品ノ外ニ多種多様な事業用品ヲ需要シ此ノ種ノモノニ屬スル事業用式紙類ハ性質上前記統一ノ目的タル諸用紙印刷物ト看做サルベキモノニ非ルナリ、今左ニ其理由ヲ述ベンニ
- (1) 逓信省所管ノ郵便電信電話爲替貯金保險年金ノ現業ノ業務ハ性質ヨリ
- (2) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (3) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (4) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (5) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (6) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (7) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (8) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (9) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (10) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ

逓信省ノ所謂事業用品除外ノ理由(逓信省需品課長ノ意見)

- 一、各官廳ノ事務用品ノ購買ヲ統一シテ(1)規格ヲ單純化シ事務能率ニ便シ(2)大量購入ノ利益ヲ計ルコトハ極メテ必要ト認ムル所ナルヲ以テ今回大藏省ニ各廳事務用諸用紙、印刷物、石炭、コークス、木炭、各種燃料油及機械油ノ購入ヲ統一セントスルノ案ニ對シテハ全然贊意ヲ表スルモノナリ
- 二、然レドモ逓信省ハ一大事業官廳ナレバ所謂廳中事務用品ノ外ニ多種多様な事業用品ヲ需要シ此ノ種ノモノニ屬スル事業用式紙類ハ性質上前記統一ノ目的タル諸用紙印刷物ト看做サルベキモノニ非ルナリ、今左ニ其理由ヲ述ベンニ
- (1) 逓信省所管ノ郵便電信電話爲替貯金保險年金ノ現業ノ業務ハ性質ヨリ
- (2) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (3) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (4) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (5) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (6) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (7) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (8) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (9) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ
- (10) 逓信省所管ノ業務ハ性質ヨリ

